

(別紙2)

リスク分担表(案)(1)

(凡例)	:リスクの全部または大部分を負担する。
	:リスクの条件に応じて、大飯町と事業者のいずれかまたは双方がリスクを負担する。
	- :リスクの大部分または全部を負担しない。

共通段階(2)のリスク

リスクの種類		番号	リスク内容	負担者		
				大飯町	事業者	
募集 リスク	公募リスク	1	公募書類等の誤り、公募手続きの誤りなど		-	
制度 関連 リスク	法令変更 リスク	2	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など		-	
		3	当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	-		
	税制変更 リスク	4	消費税および地方消費税に関する変更		-	
		5	法人に課される税金のうち、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更		-	
		6	法人に課される税金のうちその利益に課されるものの税制度の変更	-		
		7	上記以外の当該事業に係る新税の成立や税率の変更		-	
	許認可 リスク	8	事業管理者として町が取得すべき許認可の遅延		-	
		9	工事や運營業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延	-		
		政治リスク	10	政治上の理由ないし政策変更等による事業への影響		-
	社会 リスク	住民対応 リスク	11	施設の設置および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応		-
12			事業者が行う調査、建設、維持管理、運営に関する住民の訴訟、苦情、要望などへの対応	-		
環境 リスク		13	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出など)に関する対応	-		
第三者 賠償 リスク		14	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合	-		
		15	所定の基準の範囲内に収まっているものの、本件施設整備の施工に伴い避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生などにより第三者に損害を与えた場合	-		
		16	町の要因による事故で第三者に与えた損害の賠償		-	
		17	14～16以外の理由により第三者に与えた損害の賠償	6	6	
経済 リスク	資金調達 リスク	18	事業に必要な資金の確保	-		
	物価変動 リスク	19	設計・建設段階の物価変動	3	3	
		20	維持管理・運営段階の物価変動	4	4	
	金利変動 リスク	21	設計・建設段階の金利変動	5	5	
		22	維持管理・運営段階の金利変動	5	5	

不可抗力リスク	不可抗力リスク	23	計画段階で想定していない(想定以上の)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、および、戦争、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な事象による施設の損害、運営事業の変更、中止	6	6
その他	信用リスク	24	事業パートナーの能力不足によるもの	-	-
		25	事業者の事業放棄、経営破綻等によるもの	-	-

設計・建設段階のリスク

リスクの種類		番号	リスクの内容	負担者	
				町	事業者
計画リスク	測量・調査リスク	26	公共側が実施した測量、地質調査等に不備があった場合	-	-
		27	事業者が実施した測量、地質調査等に不備があった場合	-	-
	設計リスク	28	町の施設設計要求内容、設計条件の内容に不備があった場合	-	-
		29	事業者が実施した設計に不備があった場合	-	-
	計画変更リスク	30	町の要望による設計条件の変更等により、計画変更を行う場合	-	-
用地リスク	用地確保リスク	31	施設整備に係る用地の確保の遅延、ないし、確保できなかったことによる計画変更および工期延長等。	-	-
		32	建設に係る仮設、資材置場の確保に関するもの	-	-
	用地の瑕疵リスク	33	計画地の土壌汚染、埋蔵物などによる計画変更および工期延長、追加費用等	7	7
		地質・地盤リスク	34	当初調査で予見可能な地質・地盤状況の変化により、工法、工期などに変更が生じた場合	8
	35		当初調査で予見不可能な地質・地盤状況の変化により、工法、工期などに変更が生じた場合	6	6
		関連インフラ整備リスク	36	周辺のインフラ(電気、ガス、水道等)が未整備の場合	-
工事リスク	工事費増加リスク	37	事業者の責めにより、当初予定の工事費をオーバーしてしまう場合	-	-
		38	町側の要因による設計変更等により、当初予定の工事費をオーバーしてしまう場合	-	-
		39	不可抗力により、当初予定の工事費をオーバーしてしまう場合	6	6
	工期遅延リスク	40	事業者の責めにより、契約期日までに施設整備が完了しない場合	-	-
		41	町側の要因による設計変更等により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	-	-
		42	不可抗力により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	6	6
工事監理リスク	43	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	-	-	
要求性能未達リスク	44	施設完成後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合	-	-	
技術進歩リスク	45	計画・建設段階における技術進歩に伴い、施設・設備内容の変更が必要となる場合	-	-	
支払遅延・不能リスク	46	町から事業者への設計費・建設費等の支払遅延、支払不能があった場合	-	-	

維持管理・運営段階のリスク

リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者	
			町	事業者
維持管理 リスク	要求水準 未達リスク	47 事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合	-	
	施設瑕疵 リスク	48 事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合、および瑕疵により施設の損傷等が発生した場合	-	9
	地質・地盤 リスク	49 当初調査で予見可能な地質・地盤状況の変化により、施設に異常が生じた場合	8	8
		50 当初調査で予見不可能な地質・地盤状況の変化により、施設に異常が生じた場合	6	6
	維持管理費 増大リスク (大規模修繕を含む)	51 町の指示以外の要因により維持管理費が増大する場合	-	
	業務内容 変更リスク	52 町の指示による維持管理業務内容、施設の仕様等の変更		-
	施設損傷 リスク	53 施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷	-	
		54 町の責めにより施設が損傷した場合		-
		55 公共、民間どちらの責にもよらない事故や火災、不可抗力などの要因により施設が損傷した場合	10	10
	運営 業務 リスク	要求水準 未達リスク	56 事業者の提供する運営業務のサービスの内容が契約書に定める水準に達しない場合	-
需要変動 リスク		57 にぎわい機能部分において、当初見込みより施設利用者が増減することによる、テナント等から得られる料金収入の変動	11	11
		58 上記以外の部分において、当初見込みより施設利用者が増減することによる、利用者から得られる料金収入の変動	-	
運営費 増大リスク		59 町の指示以外の要因により運営費が増大する場合	-	
業務内容 変更リスク		60 町の指示による運営業務内容、施設の仕様等の変更		-
運営開始の 遅延リスク		61 事業者の責により施設の運営開始が遅延する場合	-	
技術進歩 リスク	62 技術進歩により維持管理業務、運営業務の内容が変更される場合		-	
支払遅延・不能リスク	63 町から事業者へのサービス購入料金の支払遅延、支払不能があった場合		-	

事業終了段階のリスク

リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者	
			町	事業者
移管手続き リスク	64	事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸費用の発生、事業会社の清算に伴う評価損益の発生など	-	

- (1) 本リスク分担表(案)は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものであり、募集要項公表時において事業契約書(案)にて詳細を明示する。
- (2) 共通段階のリスクとは、設計・建設、維持管理・運営、事業終了の全ての段階に関わる基本的なリスクを表す。設計・建設、維持管理・運営、事業終了の各段階に明示しているリスクについては、各段階において記載するリスクの考え方を優先する。設計・建設、維持

管理・運営、事業終了の各段階に示していないリスクについては、共通段階のリスクに記載があるものに関しては、原則として当該リスクにおける考え方を準用する。

- (3) 大幅な物価変動(ハイパーインフレなど)があった場合には、町と事業者との協議によるものとする。詳細は事業契約書(案)において揭示する。
- (4) 消費者物価指数の変動が一定の水準に達した場合には、あらかじめ定めた方法により、サービス対価の見直しを行うものとする。事業者は、物価変動がサービス対価の見直しを行う水準に達するまでの期間に限り、物価変動リスクを負担する。
- (5) 割賦支払い利息の算定に用いる利率は、基準金利と事業者が提案したスプレッドを合計した率とする。基準金利を決定する基準日は、契約書において合意された建設工事着工日とする。基準金利はあらかじめ定めた方法(施設開業日の概ね5年後を第1回目の見直し日とし、以後、5年間ごとに基準金利の見直しを行う予定である)により見直すものとし、事業者は、直前の基準金利決定日から次の基準金利決定日までの期間に限り、金利変動リスクを負担する。
- (6) 不可抗力事由により、町および事業者に追加費用その他損害が発生した場合、互いに損害賠償請求を行わないとする。また、事業者に生じる追加費用その他損害が発生した場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては町の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書(案)において提示する。
- (7) 事業者が施設建設のために必要な測量および地質調査を行った結果、土地の瑕疵が発見された場合、町は、当該瑕疵の除去修復に起因して事業者に発生した合理的な追加費用を負担する。ただし、事業者による測量および地質調査の不備、誤謬があり、かつ、そのために土地の瑕疵を発見することができなかった場合、上記の費用は事業者が負担するものとする。
- (8) 原則として民間事業者の責任と費用負担において対応する。但し、地盤沈下による影響の場合、建物および設備については民間事業者の責任で、外構については町の責任で対応する。(外構部分については、町と民間事業者が協議を行い、町の指示による補修工事等により民間事業者に追加費用が発生する場合は、これを町が負担するものとする。)
- (9) 施設の瑕疵および瑕疵による損傷については、瑕疵担保期間内に明らかになったものについては事業者の責任と費用負担で修繕するものとする。瑕疵担保期間の終了以降、事業終了時まで明らかになったものについては事業者の責任により修繕し、その費用については町との協議の上、大規模修繕預り金より支払うことができるものとする。なお、瑕疵担保期間は躯体15年、設備2年とする。詳細は、事業契約書(案)において揭示する。
- (10) 事故・火災等による損傷リスクのうち、公募条件にて付保の義務付けを想定している場合は、対応する保険によって賄うことのできる部分については保険によるものとし、それを超える部分については(6)の不可抗力事由によるものとする。
- (11) 事業者は、にぎわい機能の有効活用によって得た総収益(経常利益ベース)に対する歩合(3%)を、町に支払うものとする。